

(参考資料4)

## 支給に当たっての注意事項

### 【支給対象者について】

○ 令和3年9月分の児童手当の支給を受ける方を支給対象者とします。

※ 令和3年9月分の特例給付の支給を受ける方は支給対象者になりません。

「特例給付の支給を受ける方」とは、令和2年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である方（児童1人当たり月額一律5,000円が支給される方）をいいます。

・ 児童手当の所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960
4人	774	1002
5人	812	1040

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

(注)

1. 所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族がある者についての限度額（所得額ベース）は上記の額に当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

2. 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

※ 入院等やむを得ない事由により児童手当の認定請求をせず、令和3年9月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、令和3年9月30日時点で住民票のある市区町村の窓口にご相談ください。

○ 令和3年9月分の児童手当の支給を受ける方が子育て世帯への臨時特別給付金の支給が決定されるまでの間に亡くなられた場合は、その方に代わって翌月分から児童手当の支給を受けることになった方等に対して支給します。

○ また、令和3年9月分（令和3年9月に出生した児童については、令和3年10月分とする。以下同じ。）の児童手当の支給を受けていない方でも、DV被害によりお子さんとともに避難されている方については、子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができます場合があります。詳細は、下記の担当までお問い合わせください。

担当：立山町住民課 医療保険係  
電話：076-462-9956